第四章　非常配備

第四章　非常配備

第一節　県の非常配備

県は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に推進できるよう「愛知県災害対策実施要綱」に基づく非常配備の体制を整える。なお、洪水等の災害が発生し、またはそのおそれがある等の場合、水防本部所属機関は、状況に応じ必要な人員を配置、増員すること。

１　非常配備の基準

(1) 第１非常配備

ア　次の予警報等のいずれかが発表されたとき（災害対策本部の設置に至らない場合）。

レベル２大雨注意報、レベル２土砂災害注意報、レベル２高潮注意報、波浪警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波注意報、木曽川中流レベル２氾濫注意報、木曽川下流レベル２氾濫注意報、長良川下流レベル２氾濫注意報、庄内川レベル２氾濫注意報、矢作川レベル２氾濫注意報、豊川及び豊川放水路レベル２氾濫注意報、新川レベル２氾濫注意報、天白川レベル２氾濫注意報、日光川レベル２氾濫注意報、境川・逢妻川レベル２氾濫注意報、気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）（本庁防災安全局のみ）

ただし、レベル２大雨注意報及びレベル２土砂災害注意報は６月～10月の間発表された場合並びに知事（本部長）又は防災安全局長（統括指令長）が特に必要であると認める場合に限る。

イ　災害が発生するおそれがあり、災害の規模、態様又はその状況の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき、又はごく小規模の災害が発生したとき。

ウ　県内で震度４を観測した地震が発生したとき。

エ　原子力災害の緊急事態区分で「警戒事態」「施設敷地緊急事態」の事象が発生したとき。

オ　県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第10条の事象が発生したとき。

カ　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。

(2) 第１非常配備の解除

ア　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であったとき。

イ　災害応急対策がおおむね完了したとき。

ウ　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の非常配備において、巨大地震注意、巨大地震警戒のいずれにも当てはまらない現象と評価され、調査終了の情報を受けたとき。

(3) 第２非常配備（準備体制）

ア　次の予警報のいずれかが発表されたとき（災害情報センターの開設に至らないとき）。

レベル３大雨警報、暴風警報、レベル３土砂災害警報、暴風雪警報、レベル３高潮警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波警報、大雪特別警報、木曽川中流レベル３氾濫警報、木曽川下流レベル３氾濫警報、長良川下流レベル３氾濫警報、庄内川レベル３氾濫警報、矢作川レベル３氾濫警報、豊川及び豊川放水路レベル３氾濫警報、新川レ

ベル３氾濫警報、天白川レベル３氾濫警報、日光川レベル３氾濫警報、境川・逢妻川レベル３氾濫警報、レベル４大雨危険警報、レベル４土砂災害危険警報、レベル４高潮危険警報、木曽川中流レベル４氾濫危険警報、木曽川下流レベル４氾濫危険警報、長良川下流レベル４氾濫危険警報、庄内川レベル４氾濫危険警報、矢作川レベル４氾濫危険警報、豊川及び豊川放水路レベル４氾濫危険警報、新川レベル４氾濫危険警報、天白川レベル４氾濫危険警報、日光川レベル４氾濫危険警報、境川・逢妻川レベル４氾濫危険警報

イ　その他小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき。

ウ　原子力災害の緊急事態区分で、「全面緊急事態」の事象が発生したとき。

エ　県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が発生し、本県に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき。

(4) 第２非常配備（準備体制）の解除

ア　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であったとき。

イ　災害応急対策がおおむね完了したとき。

(5) 第２非常配備（準備強化体制）

ア　次の予警報のいずれかが発表され、災害が発生するおそれのあるとき。

レベル３大雨警報、暴風警報、レベル３土砂災害警報、暴風雪警報、レベル３高潮警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波警報、大雪特別警報、木曽川中流レベル３氾濫警報、木曽川下流レベル３氾濫警報、長良川下流レベル３氾濫警報、庄内川レベル３氾濫警報、矢作川レベル３氾濫警報、豊川及び豊川放水路レベル３氾濫警報、新川レベル３氾濫警報、天白川レベル３氾濫警報、日光川レベル３氾濫警報、境川・逢妻川レベル３氾濫警報、レベル４大雨危険警報、レベル４土砂災害危険警報、レベル４高潮危険警報、木曽川中流レベル４氾濫危険警報、木曽川下流レベル４氾濫危険警報、長良川下流レベル４氾濫危険警報、庄内川レベル４氾濫危険警報、矢作川レベル４氾濫危険警報、豊川及び豊川放水路レベル４氾濫危険警報、新川レベル４氾濫危険警報、天白川レベル４氾濫危険警報、日光川レベル４氾濫危険警報、境川・逢妻川レベル４氾濫危険警報

イ　県内で震度５弱を観測した地震が発生したとき。

ウ　その他災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき。

エ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒（事前避難対象地域を除く））が発表されたとき。

(6) 第２非常配備（準備強化体制）の解除

ア　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であったとき。

イ　災害応急対策がおおむね完了したとき。

ウ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒（事前避難対象地域を除く））が発表された場合の非常配備において、一定期間経過後に発表される国からの指示及び社会状況等を踏まえ、体制を縮小して対応できるとき。

(7) 第２非常配備（警戒体制）

次のいずれかの場合で、災害情報センターを開設する状況のとき。

ア　次の特別警報のいずれかが発表されたとき

レベル５大雨特別警報、暴風特別警報、レベル５土砂災害特別警報、レベル５高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、木曽川中流レベル５氾濫特別警報、木曽川下流レベル５氾濫特別警報、長良川下流レベル５氾濫特別警報、庄内川レベル５氾濫特別警報、矢作川レベル５氾濫特別警報、豊川及び豊川放水路レベル５氾濫特別警報、新川レベル５氾濫特別警報、天白川レベル５氾濫特別警報、日光川レベル５氾濫特別警報、境川・逢妻川レベル５氾濫特別警報

イ　相当規模の災害が発生するおそれがある場合で次の予警報のいずれかが県内に発表されたとき。

レベル３大雨警報、暴風警報、レベル３土砂災害警報、暴風雪警報、レベル３高潮警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の大津波警報、木曽川中流レベル３氾濫警報、木曽川下流レベル３氾濫警報、長良川下流レベル３氾濫警報、庄内川レベル３氾濫警報、矢作川レベル３氾濫警報、豊川及び豊川放水路レベル３氾濫警報、新川レベル３氾濫警報、天白川レベル３氾濫警報、日光川レベル３氾濫警報、境川・逢妻川レベル３氾濫警報、レベル４大雨危険警報、レベル４土砂災害危険警報、レベル４高潮危険警報、木曽川中流レベル４氾濫危険警報、木曽川下流レベル４氾濫危険警報、長良川下流レベル４氾濫危険警報、庄内川レベル４氾濫危険警報、矢作川レベル４氾濫危険警報、豊川及び豊川放水路レベル４氾濫危険警報、新川レベル４氾濫危険警報、天白川レベル４氾濫危険警報、日光川レベル４氾濫危険警報、境川・逢妻川レベル４氾濫危険警報

ウ　その他相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。

エ　県内で震度５強を観測した地震が発生したとき。

オ　東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。

カ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒（事前避難対象地域））が発表されたとき。

(8) 第２非常配備（警戒体制）の解除

ア　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であったとき。

イ　災害応急対策がおおむね完了したとき。

ウ　東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合の非常配備において、東海地震に直ちに結びつくものではないと判断され、東海地震に関連する調査情報（終了）を受けたとき。

エ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒（事前避難対象地域））が発表された場合の非常配備において、一定期間経過後に発表される国からの指示及び社会状況等を踏まえ、体制を縮小して対応できるとき。

(9) 第３非常配備

ア　大規模な災害が発生するおそれがあるとき。

イ　大規模な災害が発生したとき。

ウ　県内で震度６弱以上を観測した地震が発生したとき。

エ　東海地震注意情報が発表されたとき。
オ　警戒宣言が発せられたとき。
カ　県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第１５条の事象が悪化し、大規模の災害が発生し、本県に重大な被害が発生するおそれがあるとき、または重大な被害が発生したとき。
キ　特に知事が必要と認めたとき。

(10) 第３非常配備の解除
ア　災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であったとき。
イ　体制を縮小して対応できるとき。
ウ　東海地震注意情報が発表された場合の非常配備において、東海地震注意情報の解除情報を受けたとき。
エ　警戒宣言が発せられている場合の非常配備において、地震災害に関する警戒解除宣言に伴い、地震防災応急対策等に係る措置を中止すべき旨を受けたとき。

２　非常配備員の編成と報告

各局長及び地方機関の長は、あらかじめ非常配備の各段階における非常配備員の編成を定めておくものとする。

非常配備の編成を行ったときは、速やかにその非常配備員数を防災安全局長に報告するものとする。

第二節　水防管理団体の非常配備

１　水防管理団体の水防本部の非常配備

(1) 水防管理団体は、県水防本部に準じた非常配備体制を備え水防管理団体の水防計画書（作成していない場合は地域防災計画書）に明記するものとする。
(2) 非常配備につく時期及び解除については、水防管理者が、水防情報、気象情報等状況判断の上自主的に行うものとする。

２　水防団等の非常配備

(1) 水防団等の非常配備体制は、準備体制と出動体制とに分けて定めるものとし、水防管理団体の水防計画に明記するものとする。

準　備	水防資器材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制
出　動	水防団員等が出動して水防活動を行う体制

(2) 準備、又は出動の各体制につく時期については、第七章水防警報、第八章洪水予報及び第十章水防活動に示すとおりである。